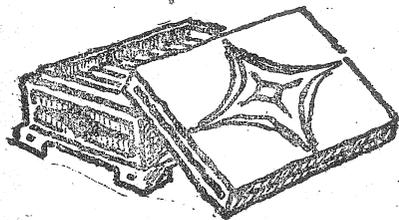


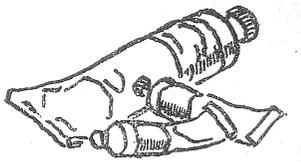
☆目 次☆

うごき

★国立教育研究所の通信教育	小林 毅	2
—教育職員免許法に関連して—		
教育職員免許法と同法施行法について	上野 芳太郎	18
教育公務員と		
公務の民主的能率的運営との関係	上野 陽一	6
新しい文部省の機構と性格	森 田 孝	12
国立自然教育園について	鶴 田 総一郎	25
★海外の教育★		
ソヴィエト教育のシステムとその動向	庄 司 宏	32
母親の愛の目	野 村 武 衛	30
★文部日誌		40
書 評		33
教育職員免許法・同法施行法(全文)		41
★中学校・高等学校通信教育昭和二十四年度実施要領について等		57
★重要通達事項一覧表・法令告示事項		64・61



1949年



## 新しい文部省の機構と性格

森 田 孝

戦後教育の動向は、民主化の一語によつて盡されてゐる。学校教育の目標が「國民の育成」から「個人の完成」へ切りかえられ、國定教科書主義から檢定教科書主義へ、教師用書から学習指導要領へ、「教科書」を「教えた教育から教科書」で「教える教育」へ、國定教科書の指定出版から競争入札による出版へ、中学校、高等学校の教科の必修科目の減少と選択科目の増加等々教育内容の民主化はすくなくとも形式上ほど完成された。

教育行政についても、教育委員会法の制定によつて、高等学校以下の学校教育、地方における学術、文化に関する行政等は都道府縣その他の地方公共団体に移譲せられ、中

央官廳である、文部省の監督権は法律によつて特に規定せられたもののほか、いさゝか、これら地方公共団体に移された。しかも、教育委員会はその地域の住民の公選によるのである。いわば、学校は國家からその地域ごとの住民の手に返還されたのである。全國民の選んだ代表(國會)によつて定められた法律が、自分らの選んだ教育委員によつて定められた規則なり方針なりで、自分らの学校の教育方針はもちろん教育内容、学校経営をきめてゆくのである。

高等学校以外の学校、つまり、大学については、大学行政法が制定される予定になつてゐる。これはもちろんいろいろのいきさつで世上種々の論議的になつてゐるが、こ

の法律によつて文部大臣の大学行政権の大部分が各大学の管理機關に移譲せられることは明らかである。

学校教育以外の教育、学術、文化については、宗教團體法が廃止されて宗教法人令が制定され、映画法・出版法・新聞紙法等が廃止され、また文部大臣の所管の下にあつた日本学術研究會議が廃止されて、内閣総理大臣の所轄下に日本学術會議、科学技術行政協議會が置かれて、学術研究に関する行政の方針が、公選せられた学術會議會員によつて定められることゝなつた。日本学士院會員もこの学術會議で推薦せられる。

### 二

それでは文部省には何が残るか。何も残らない感じを持つ人々は文部省廃止論を主張する。内閣に小さな事務局でも設けておけばよいとか、残しても二、三局の小さい省でよいとの声もあった。しかし、これらの議論の論拠はきわめて簡單で、教育委員会ができて教育行政権が地方移譲されたことゝ、大学自治の確立が近いということだけである。ところが、教育委員会ができて、教育財政が確立されなければ、中央の財政的援助は知事に教育行政権があつた時以上に必要である。臨時物資需給調整法が引き続き実施され、資材の統制が行われ、また生産復興が十分達成されない現在においては、教育・学術・文化に関する資材は、

文部大臣が発券することゝなつてゐるし、資材のあつせんをよほど強力に実施しなければ、文教は止つてしまふ。文教關係の必要資材は、ほかの各界とは異り、資材入手に特別の困難がある。その原因の第一は、種類が雑多で、しかも分量が少量ずつであるから、問屋で相手にされないからである。文部省で全國的にまとめて購入し、文部省の手で細分して分けてやる以外にみちがない。施設關係の出張所を全國に分散して置く必要もこゝにある。第二の難点は、需要者が学校である場合以外は、学術文化關係、宗教關係とも需要狀況が明確につかめないことである。

資金資材両面の援助助成のほか、内容面についても、長い間封建的意識にならされてゐるしきたりを脱却して、ただちに民主的な人間の育成、文化の創造を期待するには、なお長い指導と助言が必要である。たゞそれが命令と指揮によつてではなく、指導は法律により定められた最低基準を普及徹底するにとゞめ、それ以上への推進を助長するに全力を注ぐ態度である点が戦前とぜんく違ふ基本的態度である。個々人の個性と人格と人間性により、自主的に自由な伸長を期待して、あらゆる権力と強制を排し、たゞ眞の民主的なあり方についてしんせつな助言を続けてゆくことが、新しい文部省に期待せられる。

文教に關する中央官廳としての文部省の存在理由はこゝ

に明らかになつたが、文部省からは幾多の権限が地方公共  
團體に移譲されたから、文部省を事務局程度の機構に縮少  
すればよいとの議論に対する反証はもう少し説明しなけれ  
ばならない。

これは事務を知らない人々には理解しにくいことかも知  
れないが、指揮命令を中心としあるいは権限に基づく権力行  
爲の多い時は、わりに少数の人々でできることである。か  
つての軍隊で想像できるように、指揮命令の系統が確立し  
ていれば、首領にひとりいれれば全体は自由に動く。首領に  
幕僚が必要かも知れないが、衆議を聞いて事を処理する必  
要はない。中央集権時代の文部省は、往年の軍隊の統帥権  
には及ばないとしても、必要な事項は勅令（したがって、國  
会の協賛さえ必要でない）でかつてに決めて、それに基いて  
文教全般が規制できた。

しかるに、教育民主化の理念に基いて、中央官廳として  
あるべき姿に文部省が改変された際には、國會できめた法  
律に基く以外権限行爲はいつさい行えない。援助と助言が  
中心となること前述のとおりである。命令機関でなくサ  
ビス機関である。教育・學術・文化の振興のため必要なあ  
らゆる援助と助言は、國民の要求に應じてできうる限り十  
分に遂行しなければならぬ。その仕事の量はいくら努力  
してもなしとげられないほどである。

しめることができないからとし、名称をも変更して、文化  
省とか文教省とかという／＼の案が出されたのもそのため  
である。したがって、文部省の改組は、他の各省の多くの  
それと同様に解することは大きな誤りである。かつ、新文  
部省の機構が、従来の機構の單なる廢置分合と考えること  
ができない理由である。

新文部省は旧文部省が一官房七局であつたのを一官房五  
局一部にしたことは一般に知られたとおりである。旧文部  
省では行政の對象別として、学校教育局と社会教育局があ  
つたが、行政の内容別でも体育局・教科書局・科学教育局・  
教育施設局があつた。したがって、對象別と内容別の錯綜  
からいろいろの摩擦があつたばかりでなく、それ／＼理由  
があつてできた局であつたことは事實であるが、文部省の  
性格を明確にする上には、いささか混乱をきたしたもので  
あつた。戦後調査局ができて、調査統計の重要性を認識し  
たようであつても、事實は文部省の用いる資料は、特に統  
計上依然混乱したものであつたことを見てもこの点はめい  
りようである。

新文部省はその点新文部省の性格、使命から割り出した  
一定の方針を局の構成上に表わしている。内容面、つまり  
指導助言を行う面では、敗戦前のごとく、指揮命令ないし  
は権力的な権限行爲を伴わしめないことを念願とし、かつ

法律に基く権限行爲でもその執行に當つては、常に実情  
を精密につかんで、綿密な統計調査の基礎の上に立たなけ  
ればならない。中央集権時代なら、指導者の理念が実体に  
先行して強力に働くが、民主的な時代では、実体に忠実な  
思慮から出発しなければならぬ。單なる頭脳から割り出  
した結論の実施とは異つて、これは非常な手間のいること  
である。

これを要するに、文部省は文化國家建設に絶対必要な官  
廳であるとともに、その使命を達成するために必要な機構  
は、惜しみなく確保しなければならぬ。事實に即さない  
暴論は、この際は正しななければならない。

### 三

今回の文部省の改組は、國家行政組織法に基く各省設置  
法の制定に関連する一連の仕事ではある。したがって、そ  
の意味で吉田内閣の目指した行政の簡素能率化と行政機構  
の合理化が主要目標であり、行政整理とつながるものでは  
あるが、文部省に関する限りは、よりいっそう重要な目的  
があつた。それは、前に述べたところで明らかのごとく、  
教育民主化の動向には、必然的な過程として予想せられ  
る文部省の改組である。それは改組というよりは、従来の  
文部省を廢止して、新しい文部省の建設である。名前が従  
來とおりの文部省では、新文部省の性格をめいりようなら

その對象別でめいりように分けて、内容区分をしないこと  
としたのである。高等学校以下の学校教育については初等  
中等教育局で、大学および研究機関については大学學術局  
で、その他の社会一般については社会教育局でそれ／＼一  
元的に管掌することとしたのである。権力を伴う権限行  
爲、つまり、許認可行爲、検定等は管理局として一局にま  
とめ、権力の根源となる資料関係も(教育施設部)こゝに附  
属せしめた。従来の調査局は拡充して、省内の調査統計は  
いっさいこゝへ集中して行うこととし、それにその資料は  
もちろん、文部省の計画あるいは政策で、刊行物として発  
行するものをこゝに属せしめたのである。そのため調査局  
は調査普及局とした。

新文部省がその使命と性格に忠実に編成されたと述べた  
が、実は詳細に検討すると不合理なところが相当にある。  
それは吉田内閣の政策たる行政整理方針がかなり強力に織  
り込まれざるを得なかつた結果である。そのいちばん大き  
い例は、資金面、つまり資料とともに権力の根源として重  
要な役割を担持している財政的援助(補助金、助成金の割当配  
分)が、依然官房の會計課が中心で、内容面の指導助言を  
なす各局に分散せられてゐることである。当初予算統計局  
として一局にまとめる案もあつたが、行政整理の趣旨によ  
つて、減らされたのである。

分課についてすこし説明しておこう。

1、官房……いわゆる官房三課の構成がいくらも変わった。従来の秘書課、文書課が、人事課、総務課に変わったに伴って、人事課は秘書課の取り扱っていた人事行政だけを所管し、他面省内で従来取り扱っていたいっさいの人事行政、たとえば、教職員課の職階制関係、適格審査関係が人事課へ統一され、秘書課の機密関係事項、文部省後援名義使用許可、大臣賞授給、大臣の祝詞等、官印、省印等が総務課に移された。総務課が官房の総合事務を所管すること従来が文書課と変らない。そのかわり、文書課の取り扱っていた渉外関係は独立させて、新しく日本に支部を設けたユネスコ関係とともに一課(渉外ユネスコ課)を設けた。従来秘書課、会計課、教職員課等に分散していた教職員等の福利厚生関係は一本にまとめて福利課とした。教員組合の窓口となり、共済組合の手傳いをするのもこの任務である。宗務課は、宗教に関する民法法人関係事務だけが管理局(管理課)に移って、他は従来とおりである。官房はこれで都合六課で構成されているわけである。

2、初等中等教育局……この局で注意を要する大きい事項が三つある。一つは初等教育課および中等教育課が、それぞれ幼稚園・小学校・特殊教育機関および新制中学校・高等学校の廣い意味での教育課程に関するいっさいの事務を処理すること、カリキュラムの編成、教科書および学習指導要領の編修改訂、教育再教育等はすべてこゝで行われる。第二は右の原則に関する例外が二つある。一つ

を求め、これらの大学、専門学校にのみ力を注いで、この課の設置趣旨をなおざりにするおそれがあるので、戒心を要すること、思う。学生生活課は戦後生活の困難に伴って、とくに困難を加えた学生の生活を救済し、安んじて学密に学ぶことのできるよう、とかく見おとされやすいめんどうな仕事を受け持ってもらうところである。学生生活といえ、もちろん物的・心的両面があるが、この課では主として物的方面を担当し、精神面で必要があれば、この局の庶務課で取り扱う予定である。

4、社会教育局……社会教育課は従来の社会教育課とは内容が異なり、公民館等施設に関するものを、博物館、図書館その他隨地施設(水族館・動物園・植物園等)とともに社会教育施設課に譲り、通信教育を含む社会教育いっさいを所管することとした。学校施設の開放は施設に関するが、内容は社会教育のための講堂、講演会等の開設であるので、社会教育課の所管とした。通信教育は、従来はクレジット(卒業資格)を伴う学校教育の一部である通信教育も、社会教育局企画課の所管であったが、新機構ではいっさい学校関係の局課に移し、社会教育課では、社会教育に属する通信教育のみに限定したのである。体育関係でも同様で、社会教育局運動厚生課では、社会一般のスポーツやレクリエーションのみを取り扱うのである。國民体育大会、國際オリンピック大会参加の事務は、この課が中心で、学校関係局課と連絡して行うわけである。藝術課、文化保存課については説明を要しないであらう。

5、調査普及局……調査課、統計課についてはすでに述べた。國語課がこの局にあるのはちよつと変に思われるが、教育・學術・文

は職業教育および職業指導で、他は保健衛生である。いずれも教育課程に関連するが、それ以外にわたる部分が大い分野である。卒業後の就職指導およびあつせん、あるいは学校給食、身体検査等学校衛生の全般等はかならずしも教育内容とはいえない。しかしカリキュラムに関する部分もあつて、主管はやはり、初等教育課および中等教育課との共管事項であつて、主管はやはり、初等教育課および中等教育課であるから、初等教育課および中等教育課の了解を得なければ、職業教育課や保健課でかつてに職業科家庭科その他の職業教育に関するカリキュラムや衛生教育に関するカリキュラムを定めることはできない。第三の注意点は、大きい補助金関係を庶務課にまとめたことである。義務教育國庫負担法に基づく負担金や定時制高等学校教員はう給費の一部補助等がそれである。地方の教育財政の確立の責任は、主としてこの課で負うこととなる。

3、大学學術局……庶務課、大学課、技術教育課、教職員養成課、学生生活課、研究助成課、學術課の七課という省内最大の局である。庶務課の所管事項は大部分旧科学教育局の科学教育課および自然人文各科学課の関係機関の連絡事務で、旧学校教育局の高等専門教育は大学、技術教育、教職員養成の三課にまとめられている。こゝで注意すべきは、技術教育課の性格である。初等中等教育局の職業教育課と同じく、戦後の産業界の再編成、経済九原則の実施に伴って、必要な職業人、技術者の養成は、学校教育に期待せられる最大重要事項である。大学教育の根本的再編成は、緊要なことであるが、現状でも技術教育の刷新振興は必要なことである。技術教育課では短期大学や旧制専門学校をも所管するので、やゝもすると安易

化の基本的条件であり、調査研究と普及宣傳が主要事務であるからこの局の性格に一致するものである。地方連絡課がこの局にあるのもちよつと変に思われるだろう。この課は実は名まえのつけ方に最も苦心して、結局あいまいだが、やむを得ず、この名をつけた課である。課の内容を最もよく表わす名は、教育委員会課であるが、あまり長すぎるし、会課のところが、発音上呼びにくいのでやめた。

この局に置いた理由は、教育委員会法で、文部省の権限として認められた唯一の事項は、情報資料の収集であるので、この局の本質に合致するからである。この課は、すでに判断ができるように、教育委員会の窓口で、教育委員会の運営の指導援助をはじめ、教育長、指導主事の講習会等を行うのが主たる仕事である。刊行課は従来文部省が各局でバラバラに行っていた指導助言または文部省の計画、政策の普及のため行われた刊行物の出版を一手に引き受けて行うところである。文部省著作教科書、学習指導要領もこゝでまとめて出版発行するのである。調査普及局の普及を英訳では特に Publication(出版)としているのは、このためである。

6、管理局……この局の庶務課はちよつと変った性格を持っている。私立学校に関する一般事項(私立学校法を含む)は別に説明を要しないが、教育施設部との関係上、この局を局としてまとめる関係もあつて、公共事業費の事務費の経理および物調法関係の経理をこの課の所管とした。管理課は、省内の民法法人の認可などをいっさいこゝに集めたほか、大学の設置、廃止の認可などもこゝで所管する。たゞ問題は、國立学校の設置である。

(以下二九ページにつづく)

(17ページから)

分課規程では國立學校（國立大學を含む。）の設置はこの課で所管し、設置された大學等の財政、人事、教育内容の指導助言を大學學術局で所管することにしたが、この点に関しては、理論上實際上いくらか異論があるのでこの稿を草する現在（六月十日）では、なお研究中である。教育施設部をはじめ著作権課、検定課については、それぞれ内容はもとのそれぞれの部課と變りがないから、説明を要しないと思う。

新機構は以上で明らかなく、従來の内容別分課局とは非常に異なるので、事務の性質により、省内に多くの連絡協議会をつくって、関係局課の連絡上遺憾なきを期し、事務の円滑な運営を図る予定にしている。

二四・六・一〇（文部大臣官房總務課長）

中学校、高等学校生徒の身長・胸囲・体重の年齢別平均及び標準偏差  
(指定統計第15号製成衛生統計 昭和23年度学校身体検査)

年齢	性別	男			女			
		検査人員	平均	標準偏差	検査人員	平均	標準偏差	
13	身 長	740,780	135.2	6.4	716,902	136.5	6.7	
14		760,460	139.8	7.5	740,688	141.0	6.8	
15		575,896	145.9	8.4	525,089	145.5	6.5	
16		181,296	154.7	9.7	154,054	150.3	5.4	
17		221,148	158.2	7.0	171,249	151.4	5.2	
18		151,962	160.4	6.2	75,697	152.0	5.0	
19		58,868	161.5	5.9	14,447	152.4	5.3	
13		胸 囲	735,925	67.0	4.0	715,921	66.7	4.4
14			759,616	69.2	4.4	740,451	67.5	5.0
15	577,938		72.4	5.1	526,846	72.6	5.2	
16	179,750		76.4	5.7	163,364	76.8	4.8	
17	221,711		78.9	5.0	169,585	78.3	4.8	
18	149,942		80.8	4.7	73,829	79.6	4.5	
19	57,460		81.2	5.4	15,449	80.2	4.7	
13	重 量		747,424	31.5	4.7	717,918	31.5	5.1
14			871,313	34.4	5.5	766,942	34.4	5.5
15		582,079	38.8	6.6	527,171	38.8	6.3	
16		179,472	45.6	6.5	151,700	45.6	5.9	
17		221,231	48.9	6.4	169,331	48.9	5.5	
18		151,492	49.6	6.1	75,670	49.0	5.7	
19		56,328	53.1	6.0	14,089	53.1	5.4	

文部省調査普及局統計課編「文部統計速報」第24号より

生徒の体位は、明治の末、大正のはじめからしだいに上昇し、昭和12—14年ごろ最高となり、昭和18年ごろからにわかに低下し、昭和21年度には最低となり、その後かなり急に回復している。この表は回復の途中の数値を示すものと見てよい。

### 編 纂 後 記

○この上の欄には読者の参考になる資料を毎号のせてゆきたいと思っています。前月号と本号とでこの表は終ります。こういう数字はなるべく図にして示すのがいいのですが、前号とのつぎの關係で本号の分も数字のまゝかかげました。

○文部省は六月一日からまったく新しく発足することになりましたので、それについて、官房総務課長の齋藤孝氏から、そのあらましのことについて書いていただきました。人事院人事官上野陽一氏からは教育公務員と公務の能率的運営について懇切な論文をいただきました。こういう記事はいず

れももっと早くのせるべき性質のものであったと思っています。

○教育職員免許法とその施行法が、他の教育關係の法律といっしょに第五國會を通過しましたので、上野芳太郎氏に、御多忙中のところを、たつて御願ひしてその解説をいたさしました。この免許法と關係のある現職教員の通信教育について国立教育研究所の小林毅氏に一文をお願いした次第です。

○本誌の記事が時期的にとかくおくれがちなのは、読者に御迷惑なことと思います。この点次第に改良してゆきたいものと思っております。

○本号も臨時の増ページですが、本誌としては常時この程度のページ数は必要だと思っています。(U)

### 文 部 時 報

8月号(第263号)  
増大号臨時定價35円  
1箇年800円(送料別年4円)  
※購読希望の方は直接  
発行所へ前金申込み下  
さい。店頭買はいたし  
ません。

昭和19年10月3日第三種郵便物認可(毎月一回10日発行)

昭和24年8月7日印刷・昭和24年8月10日発行

編 纂 者 東京都千代田區墨田三丁目 文部省調査普及局  
発 行 者 東京都中央区銀座西7の1 大 谷 保  
印 刷 者 東京都立川市曙町3の55 行政学会印刷所  
代表者 藤本外次

発 行 所 東京都中央区銀座西7の1 帝國地方行政学会  
会員番号 A 120015 電話銀座660—663 振替口座東京15番